

2021年11月  
改定

## 改定のご案内



公式キャラクター ビットくん

平素より、マイカー共済にご加入いただき、ありがとうございます。  
マイカー共済は2021年11月1日以降に更新を迎えるご契約より改定を行います。  
主な改定内容を次のとおりご案内しますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 〈主な改定内容〉

- 1 共済掛金の改定
- 2 賠償責任条項における被共済者の拡大
- 3 人身傷害補償損害額基準の見直し
- 4 その他の改定

### 1 共済掛金の改定

この間のお支払い状況等を踏まえ、共済掛金の見直しを行います。全体的な共済掛金の水準はほぼ横ばいとなりますが、一部のご契約におかれましては、引き下げ・引き上げとなります。

### 2 賠償責任条項における被共済者の拡大

賠償責任条項の被共済者の範囲を拡大し、責任無能力者（認知症等の運転者）の事故により親族等が監督責任を負った場合に補償ができるように、その監督義務者等\*を被共済者の範囲に追加します。

\*親権者、監督義務者および監督義務者に準じる者（親族に限る）。

**賠償責任条項は、対人賠償・対物賠償・他車運転危険補償・マイバイク特約・自転車賠償責任補償特約に適用されます。**

＜対象となるケースの例＞

認知症の被共済者（親）が事故を起こし、別居の既婚の子が監督義務者として責任を負った場合。

### 3 人身傷害補償損害額基準の見直し

人身傷害補償の支払時の損害額基準を見直し、人身傷害補償条項の補償額の引き上げを行います。

【例】死亡された場合の葬儀費

現行

60万円。  
ただし、立証資料等により60万円をこえることが明らかな場合は、120万円を限度として実費を支払う。

改定

100万円。  
ただし、立証資料等により100万円をこえることが明らかな場合は、150万円を限度として実費を支払う。

たすけあいの輪をむすぶ

## 4 その他の改定

### 1 「新規運転免許取得者の賠償損害特約」の範囲を拡大

新規に免許を取得した方がいるにもかかわらず契約変更手続きが遅れ、事故が発生してしまった場合の救済措置として、本人・配偶者等の運転者条件が付されている場合でも補償ができるように補償対象の範囲を拡大しました。

### 2 「車両入替時の自動補償」の見直し

被共済自動車の車両入替に際し、手続きに不慣れなご契約者さまの負担を軽減するため、廃車・譲渡された自動車と新規取得した自動車の入替手続きにおける先後関係の条件を廃止しました。(ただし、入替手続きまでに被共済自動車が廃車・譲渡されている場合に限ります)

### 3 「対物賠償の費用共済金」の拡大

対物事故による車両火災事故に関して、道路法の規定により道路管理者等から損害賠償請求があった場合に補償ができるように、対物賠償の費用共済金の対象範囲を拡大します。

### 4 「団体扱いによる共済掛金の割引に関する特約(団体割引)」の見直し

取扱団体の収支状況に応じた団体割引について、適用要件を緩和しました。  
※それにより、「協力団体扱いに対する共済掛金に関する特約」は廃止となります。

●本改定内容は2021年11月1日以降、更新を迎えるご契約から適用となります。

●マイカー共済の内容詳細については「ご契約のしおり」でご確認いただくか、当会までお問い合わせください。

#### 「ご契約のしおり」閲覧方法



「こくみん共済 coop」ホームページ  
サイト内検索(画面の右上)

しおり  で検索



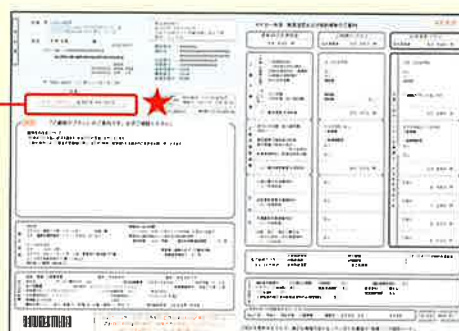
- ・必要なときに、いつでも閲覧が可能です(「ご契約のしおり」データは保存・印刷することも可能です)。
- ・「共済商品名」「保障開始年月」で該当の「ご契約のしおり」を検索できます。

#### お問い合わせ先



お問い合わせは

制度改定に関するご質問等は、同封しております  
「マイカー共済制度改定および契約更新のご案内」  
に記載のお問い合わせ先にご連絡ください。



「マイカー共済制度改定および契約更新のご案内」

たすけあいから生まれた  
保障の生協です

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。